

◆ 鶴岡市避難者支援だより ◆ No. 51 2012. 10. 26 発行

山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局 食品安全衛生課の発表によりますと、山形県の食品の放射性物質検査は毎週月曜日に山形県衛生研究所でゲルマニウム半導体検出器を使って行われています。検査情報は山形新聞と県のホームページに公表されますので、気になる方は、図書館や出羽庄内国際村のパソコンや新聞閲覧コーナーでご確認くださいね。



避難者 Q&A 特集～part10～



今月も、避難者の皆様からご相談・お問い合わせ特集を掲載致します。「そういえばアレってどうなんだろう？」と思いつくことがあったら、遠慮なくお問い合わせくださいね。(ご相談・お問い合わせはこのページの最下欄の連絡先へ)

☺山形県の学校給食に使われている食材のことで、放射線の影響がないか心配になるんですけど…(>_<)

👉山形県では厳しい検査体制で、子ども達の食の安全を守っています！

10月19日(金)に開催された「食の安全フォーラム in 庄内」で山形県教育庁スポーツ保健課：阿部桂子さんより検査体制についてご説明がありました。

*給食については「提供前」と「提供後」の2回にわたって厳しく検査しています。



	提供前の県外産食材の事前検査	給食提供後の一食まるごと事後検査
検査を開始した時期	H24年4月25日～	H24年2月27日～
検査機関	県衛生研究所	理化学分析センター
検査方法	ゲルマニウム半導体検出器による精密検査	ゲルマニウム半導体検出器による精密検査

「学校給食に使用する食材は、流通している食品を使っております。流通している食品はもちろん安全という認識ですが、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資するものでありますので、県教委といたしましても、**事前の食材検査、事後の一食まるごと検査**、その両方の検査により、安全の再確認を行い、子ども達に美味しい給食を安心して食べていただきたいと考えております。」(H24.10.19「食の安全フォーラム in 庄内」資料 P.31 より)
—というわけで、お子さんにもしっかり検査しているので、安心して残さず食べるようにお話してあげてくださいね。

☺鶴岡で、今から借り上げ住宅の申請はできますか？

👉鶴岡市では、まだ新規の申請のご相談ができる場合があります！…が、そろそろ…(>_<)



東日本大震災の被災者のための借り上げ住宅(みなし応急仮設住宅)は、岩手県、宮城県からの新規申請は終了致しました。福島県からの避難で、今まで一度も避難者用の借り上げ住宅を借りたことがない方は、新規申請のご相談をすることができます。ただし、東日本大震災からすでに1年7か月が過ぎ、仮設住宅も各地に建設され、震災直後に比べ、必要な事情は非常に少なくなっているものと思われますので、新規申請受付は終了間近と予想されます。検討しなければならないご事情の方は、お早めに鶴岡市建築課 0235-25-2111(内線487)までご相談なさるよう、お勧め致します。

☺震災直後に借り上げ住宅を借りた人は平成26年3月まで入居期間が延長になったんですね？
—ということは、今年借りると平成27年3月まで借りられるんですか？

👉はっきりわかっているのは、平成26年3月まで居住可能だということだけです…(>_<)



避難者用借り上げ住宅は**東日本大震災の被災者のため、災害救助法により**みなし応急仮設住宅に位置付けられたものです。山形県では罹災証明書がなく原発事故の放射能汚染のために避難した方も受け入れていますが、「震災から3年」なのか「借りてから3年」なのかは、現時点でははっきり明記した文書はありません。今後、国や山形県からの情報を注意深くチェックなさるようお勧め致します。

